

令 5 經 営 金 融 第 1474 号
令和 6 年 (2024 年) 1 月 29 日

関 係 商 工 会 議 所 会 頭
関 係 商 工 会 会 長
山 口 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長 様
山 口 県 商 工 会 連 合 会 会 長
公 益 財 団 法 人 や ま ぐ ち 産 業 振 興 財 団 理 事 長

山 口 県 産 業 労 働 部 長

中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 5 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ く
事 業 活 動 の 制 限 の 指 定 に つ い て (通 知)

このことについて、下記のとおり、事業資金の借入における信用保証協会の債務保証について、限度額の別枠化等の保証の特例が適用されることになりましたので、関係中小企業者等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1 指定された事業活動の制限

令和 5 年 12 月 20 日にダイハツ工業株式会社が公表した同社の型式指定申請における不正行為に伴い同社及びダイハツ九州株式会社が同日以降実施している生産活動の制限

2 事由

ダイハツ工業株式会社又はダイハツ九州株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、これらの者の事業活動に 20%以上依存している中小企業者の、1 の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか 1 月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比 10%以上であり、かつ、その後の 2 月を含む 3 月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比 10%以上であること

3 指定期間

令和 5 年 12 月 20 日から令和 6 年 12 月 19 日まで

4 官報告示日

令和 6 年 1 月 26 日

経 営 金 融 課 金 融 支 援 班 担 当 : 芹 川 TEL:083(933)3188 FAX:083(933)3209
